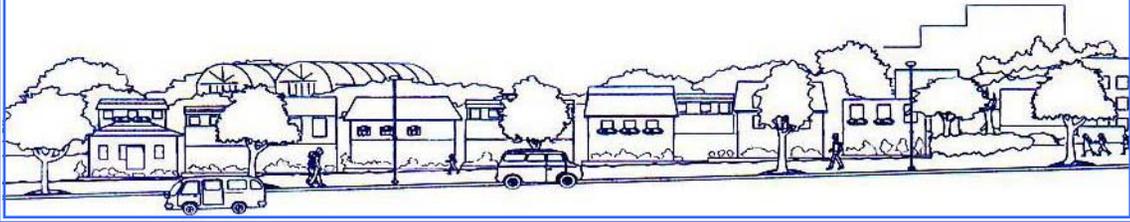


北小岩一丁目東部地区

**No.100**2011/12/27
江戸川区土木部
沿川まちづくり課

連絡先：推進第一係

TEL5668-5877

第2回土地区画整理審議会を開催しました

平成23年12月16日（金）午後7時から北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所で第2回土地区画整理審議会を開催しました。当日の開催概要は以下のとおりです。

第2回土地区画整理審議会 概要

日時：平成23年12月16日（金）
午後7時から

会場：北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 1階

内容：（1）土地区画整理事業の流れと審議会について
（2）土地の評価員の役割について



審議会の役割について、地域の皆さまからいただいたご質問を紹介します

Q1. 審議会の役割や権限について教えてほしい。また、審議会の委員が各権利者の測定の立ち会いをすることやその際に各権利者の敷地に入ることはあるのか。

A1. 土地区画整理審議会（以下、審議会という）は、土地区画整理事業を行う際、施行者（江戸川区）の諮問機関として設置されます。審議会の権限として、施行者が作成した換地計画案や仮換地の指定等について意見を述べたり、区長が選任した評価員について同意をする等の権限があります。

審議会は土地区画整理法に定められている権限のみを有します。審議会の委員が測定の立ち会いをすることや各権利者の敷地に入ることはありません。

Q2. 換地設計は審議会の委員が決めるのか。

A2. 換地設計は審議会の委員が決めるわけではありません。換地設計に関しては、まず施行者がその【案】を作成します。作成した【案】を権利者の皆さまにお見せし、その中でいただいた意見を踏まえ、換地設計を施行者が決定します。

審議会の委員は、権利者の皆さまから出された意見やその意見に対する施行者の見解等に対し、意見を述べることとなります。

裏面に続きます

Q3. 審議会の委員は自分の換地先について意見を述べることはできるのか。

A3. 第1回土地区画整理審議会で決定した議事運営細則において、『意見書の審議の際は、公平公正な審議を図るため、意見書提出者と3親等以内に該当する審議委員、又は、借地権・地上権・永小作権・賃借権等に直接関係する審議委員は当該審議に加わることはできない』とされています。

このように、審議会において委員の方が自分の換地先について意見を述べることはできません。

「事業の一旦中止を求める」等の陳情が区議会で不採択となりました

これまで江戸川区議会に対して、北小岩一丁目東部地区の事業に対する「事業の一旦中止を求める」等の複数の陳情が提出されました。これらに対して、平成23年第4回江戸川区議会定例会において採決が行われました。結果、この地区に関する7本の陳情が、不採択となりました。このことを踏まえ、今後も地域の皆さまとお話し合いを重ねてまいります。

※不採択：陳情の内容が妥当ではなく、区議会として賛同しない意味で「不採択」という表現で意思決定しています。

本年も1年間ありがとうございました

本年は3月11日に東北地方を震源とする東日本大震災により、地震の被害に加え、大津波による多くの被害が発生しました。また、台風12号による紀州熊野川の氾濫や十津川村の豪雨災害、そして台風15号により、関東地方や大震災被災地にも大きな被害をもたらしました。

区民の方々も、自然災害に対する防災・減災への関心が一層高まった年でもありました。

江戸川や荒川の最下流に位置し、陸地面積の約7割が海拔ゼロメートル地帯である本区にとっては、水害や地震に対する備えはまだ十分とは言えません。今後も皆さまのご理解をいただきながら、皆さまと一緒に安全安心のまちづくりを進めてまいります。

一方、本地区におきましては、皆さまのご協力により、5月17日に事業計画決定の公告を行い、土地区画整理事業を開始することができました。また、事業の開始に伴い、移転補償金を算定するための建物調査にご協力いただき、ありがとうございました。

今後も、事業へのご理解、ご協力をお願いいたします。本年も1年間ありがとうございました。

<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん
沿川まちづくり課推進第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 TEL 5668-5877

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

